

# 4

## 子どものルーツと 実親との関係

## 4 子どものルーツと実親との関係

# 33 生い立ちを子どもとともに受け止める重要性

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (6) 子どもの自己形成

- 子どもの人生は物心ついてからではなく、生まれたときから始まっています。自分の生い立ちを知ることは自分自身を知ることであり、自分とは何かを考え、自分を形成していくのに不可欠です。おもに乳幼児期から長期で養育している家庭や養子縁組している家庭で、子どもに生い立ちを伝える必要性がでてきます。
- 真実告知とは、「私（里母）はあなたを生んでいないこと。生んでくれた人にはいろいろな事情があって、（いまは）あなたを育てることができないこと。私たちはあなたを育てることを心から望んでいること。あなたは私たちにとって大事な存在であること」を子どもに伝え、生い立ちをともに受け止めていくことです。
- 真実告知は一度すれば済むというものではありません。また、唐突に「実は、本当はね……」とこれまでと違う話をすれば、「嘘をつかれていた」と子どもが感じてしまうことも考えられます。日々の生活の中で丁寧に伝え、子どもの思いを受け止めていくことが大切です。
- 子どもの性格や状況、里親との関係をよく考えてから、いつ、どのように伝えるかを検討しなければなりません。子どもの受け止め方を確かめつつ、また成長に応じて、少しずつ内容を深めていくことが大切です。児童相談所や里親支援機関の意見も聞いてみましょう。真実告知は多くの里親が経験してきたことです。里親サロンなどで複数の里親からいろいろな経験談を聞くと、どんな方法が子どもに合うか、参考になります。

## 事例



## 記憶が断片的で傷つきのある子どもへの告知は？

現在、3歳の男の子を育てています。実父が暴力的で、常に実母を殴っていたことは覚えています。記憶が断片的なため、実母と私（里母）がオーバーラップしているようです。事実は伝えなくてはいいけないですが、どう説明すれば子どもの気持ちを傷つけないで済むか、悩んでいます。

## 自分の記録を知ることで落ち着いた例

子どもとの関係が悪くなってしまうことを怖れて、どうしても話すことができませんでした。中学のときに、ひよんなことから血が繋がっていないことを知ってしまい、子どもがとても荒れました。児童相談所と何度も相談をして、実親が最初に児童相談所へ来た際の記録をもとに、当時の状況を児童福祉司が説明してくれました。非常に丁寧な記録で本人はとてもうれしかったようで、そこから落ち着いて学校生活を送り、自立に向かっていくことができました。



## 遊びを通して、一緒に乗り越えた

うちの子は元気いっぴいの男の子です。彼は2歳になったばかりで、わが家に来ました。4歳になったある日、私は「ママはあなたのことを産んでないの。産んでくれたお母さんはほかにいるのよ」と伝えました。それを聞いた途端、子どもが大声で泣き始めたので、私はひどく動揺し、うなだれてしまいました。しばらくして、子どもが泣きながら、「パパとママから生まれたかった」と何度も言いました。彼は以前のベビーホームでの暮らしも、わが家に来た日のことも覚えていて、でも、一言も言わないでいたのです。

その後、子どもは『赤ちゃん生まれ』をせがむようになりました。それは、私と二人でする遊びで、私がソファに横になり、毛布をかけていると、子どもが毛布の中にもぐってきて、私のおなかの上に乗ります。私が大きな声で「早く赤ちゃん、生まれないかなあ」と繰り返すと、子どもは毛布から「ばぶっ」と言って、うれしそうに顔を出します。私は「まっ！かわいい赤ちゃんが生まれた」と言いながら、子どもを撫でてあげます。その遊びは1日に8～9回、4ヵ月ほど続けました。この遊びは、彼にとってどんなことよりも大切だと思ったので、『赤ちゃん生まれ』をせがみに来ると、必ず応じていました。

## 4 子どものルーツと実親との関係

### 34 子どものルーツと子どもへの支援

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (6) 子どもの自己形成

- 生まれてきたことを子どもが肯定的に受け止められるよう、子どもの気持ちに寄り添い、支援することが大事です。
- ルーツ探しとして、実親の情報を求めたり、実親との面会を希望する子どももいます。子どものそのような気持ちを大切に受け止め、どのように対応するか、児童相談所に相談しましょう。
- おもに小学2年生の生活科で行われる「成長の振り返りの授業（生い立ちの授業）」は、子どものプライバシーの問題が発生してくるので、子どもの状況に合わせて、学校と事前に打ち合わせておく必要があります。子どもが自分の生い立ちを知っているかどうかや、血縁がないことを周囲にオープンにしているかどうかで、学校に求める配慮も違ってきます。小学4年生の授業で行われる「二分の一成人式」も生い立ちが関連してくるので、同様の準備や連携が必要な場合があります。
- 子どもには生い立ちを伝えているけれども、周囲にも学校にもオープンにしていない場合は、子どもと話し合っ、子どもが納得する授業の受け方を考えていくことが大切です。
- 成長の振り返りが、子どもにとってつらい過去の振り返りにならないよう、子ども自身が自分の成長を確かめる喜びにあふれた授業になるよう、学校に配慮を求めましょう。里親サロンなどで、他の里親等の経験談を聞き、アドバイスを参考にするのも一つの方法です。
- 人生のさまざまなイベント、子どもが関わってきた人や物などを写真や絵や文章でまとめるライフストーリーワークは、子どもが自分を「他者とは違う固有の存在」「尊厳を持った大切な自分」であるという気づきをもたらしますが、行う際には十分な準備が必要です。

## 事例



## 子どもがルーツ探しをするまでに

うちの子は赤ちゃんのときから施設で生活してきたので、自分の生い立ちを知りません。小学生のときにわが家に迎えて、楽しく暮らしています。でも、彼もいずれは「自分のルーツを知りたい、探したい」と思うでしょう。そのとき、実母がすでに亡くなっていること、実父の情報がないことに彼が向き合わなければならないことを考えると、想像するだけで胸が苦しくなります。だから、彼には「生まれてきてくれて、ありがとう」と何度も何度も伝えたい。そのときがくるまでに、お互いの絆を強く確かなものにしておきたいと思っています。

## 担任の先生からのアドバイス

生い立ちの授業では担任の先生にお世話になりました。私の地区では里親家庭が増えています。今後のためにも、学校への相談方法を先生に聞いたところ、次のようなお返事でした。「この小学校で、保護者と一対一でお話ができるのは、5月の家庭訪問のときが最初になります。成長の振り返りの授業は小2の3学期ですが、この前におうちの方が話を切り出してくださいと、担任としてありがたいです。でも、5月は知り合ってからまだ1ヵ月しか経っていません。この機会にプライベートな話をするのは難しいかもしれません。要は、話す必要があると判断したときに機を逃さずに話していただくことが重要なのだと思います。すべての子どもが安心して成長できるよう、私も里親制度を勉強させていただきます」。小1の子どもを育てている地区の里親にこの話をしたら、「どういうタイミングで先生に相談すればいいか参考になった」と言ってくれました。



## ライフストーリーワークとは

1950年代にアメリカで里親委託や養子縁組の準備として、ソーシャルワーカーが子どもの歴史を記した本を作成したのがその始まりであるとされています。ライフストーリーワークは、子ども自身が自分の人生を肯定的に受け止められるようにすることを目的としており、イギリスでは専任のライフストーリーを行う職員（ライフストーリーワーカー）が行うことがあります。ライフストーリーワークは養育に効果的な援助方法ですが、実施時期や子どもの状態・状況の検討、またライフストーリーワークを行う上での事前の情報収集などが重要であり、慎重に行う必要があります。

## 4 子どものルーツと実親との関係

### 35 子どもにとっての 実親の存在

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (7) 実親との関係

- 里親のもとで暮らす子どもたちの家族関係は複雑です。遺伝上も法律上も、実父母である両親がそろっている例は、少ないと言ってよいでしょう。お父さんがわからない、お父さんが何度も替わった、子どもが実母だと記憶しているのは実は継母や祖母であるという例は、決してめずらしいことではありません。
- 子どもたちにとって実親は大切な存在です。ただし、前述のような複雑な事情から、子どもの「実親が大切」という中には、子どものルーツ、願い、記憶などがいろいろと含まれていることを意識しておかなければなりません。
- 一つには、子どもにとって、遺伝的なつながりのある実父母が大切だということです。人は、自分がどのように生まれ、自分とは何者なのかということ問い続けるものです。子どもたちが、「実親について知りたい」と願い、「自分がどのようにして生まれて来たのかを知りたい」と願うのは当然のことです。
- 二つめとしては、子どもには、「実親に愛されたという記憶がある」、あるいは「実親に愛されなかったということは受け入れがたく、葛藤を伴う」ということです。前者を否定することがあってはなりませんし、後者を整理するには相当の時間やプロセスが必要です。実親を美化することは適当ではありませんが、否定したり、悪いイメージが先行させるようにすることもまた、不適切です。子どもと実親との関係や個々の状況をふまえて、適切な時期に適切なかたちで、事実を受け止められるように支援することが大切です。
- 上記については、おもに長期の委託で、しかも交流がほとんどない乳幼児からの委託がイメージされることと思います。しかし、実親と最近まで一緒に暮らしていたり、交流があったり、近い将来には、その実親のもとに帰ることが予定されているといった場合もあります。このような場合でも、対応の基本は変わりませんが、実親が子どもたちにとってさらに重要で決定的な存在であることを、はっきりと自覚しておかなければなりません。実親が、必ずしも「利益」

だけをもたらしてくれるばかりではないにしろ、子どもたちにとっては「無二」の存在であることを、常に念頭においておきましょう。

## 事例



### 私のお母さんはえらい!

私を産んだお母さんはえらいと思う。お金がないので、割り切って「他のお母さんを探してください」と児童相談所に言えたのはすごい。

### 実親からの精神的な自立

18歳で措置解除を迎えた子どもが実親に保証人を頼んだのですが、断られてしまいました。そのとき、実親に対する漠然とした期待がなくなり、精神的な自立が始まりました。



### 実親の悪口を言ってはいけない

一時期、高校生の子どもが私（里母）の前で実母の悪口をさんざん言いました。こういうときはうなずきながらゆっくりと聞くのが一番です。「そんなにひどいお母さんだったのね、あなたも苦労したのね」と言ってはいけません。「私は母の悪口を言ってもいいけど、他人（里親をふくめ）からは言われたくない」と子どもが話していました。子どもはつらいから言うかもしれないけど、人から自分のルーツを悪く言われると、子どもの自尊心が傷つきます。

### 実親を求める気持ちに応える

子ども同士の会話をふと耳にした際、子どもたちが実親自慢をし合っていたので、胸が痛くなると同時に切なくなりました。実際は、どの子も実親との交流はほとんどないのですが……。そんな中で、親をまったく知らない子どもが自分のルーツを知りたがり、「どんな親でもいい。自分はどんなところで生まれたのか。それくらいは知りたい」と訴えてきました。その心の叫びに何とか応えたいと思い、児童相談所に頼んで実親のことを調べてもらいました。実親とは一緒には暮らせないとわかりましたが、子どもとしっかりと向き合い、きちんと説明をすることで、子どもはつらさを乗り越え、前向きになっていきました。その強さに驚いています。



## 4 子どものルーツと実親との関係

# 36 忠誠葛藤～実親と里親の間で揺れる心

養育指針

第I部総論 2. 社会的養護の基本理念と原理 (2) 社会的養護の原理

- 社会的養護の原則は、子どものアイデンティティの源である実親について、悪く言わないこと、否定しないことです。それはつまり、子どもの生命をこの世に送り出した人の存在を大切にすることが、子ども自身を大切にすることでもあるからです。
- 子どもが委託された家庭になじみ、新たな養育者との情緒的関係が育ち始めると、「実親と里親のどちらかに忠誠心（信頼感）を持たなければならない」という気持ちがわきあがり、三角関係のような葛藤を抱くことがあります。ステップ・ファミリー（離婚してどちらかに引き取られた子どもを連れて再婚した家庭）にも見られ、忠誠葛藤（ロイヤリティ・コンフリクト）と言います。
- 実親と交流をすることで、そのような葛藤を抱くこともありますし、交流がない中で新たな養育者との関係を深める自分への迷いや不安、抵抗、自責の念などが出てきたりします。また、実親のことを忘れて、ときには事実とは違うよいイメージだけで実親のことを理想化・空想化し、ファンタジーのように語る姿があったりします。
- 子どもは、多様な分離・喪失体験を重ねてきています。そのことを考えあわせると、子どもの気持ちが揺れることが悪いわけではなく、自然で意味があることがわかります。よって、ときには喪失からくる怒りや不安、痛みも表現されますが、子どもの気持ちに養育者が寄り添い、一緒に揺れ動きながら、受け止めることが関係を深めるのです。

## 事例



## 子どもの本音

家族ぐるみで親しくしている別の里親さんから「〇〇ちゃんの実親に会いたいと言っていたわよ」と聞きました。一緒に暮らしている私にはそんなことを考えているそぶりは見せませんでした。聞いたときは、それが子どもの本音なんだとショックを受けましたが、子どもの気持ちを知ることができてよかったです。

## 子どもの気持ちに寄り添う

子どもが泣きながら、私を「お母さん」と呼べないと言ったことがあります。行方不明の実母と再会するときに、二人を「お母さん」と呼べないからという理由でした。私の知らないところで周囲から「実のお母さんが戻れば、そちらに気持ちが傾くんじゃ」と言われたそうです。つらい思いをさせてしまいました。「産んでくれたお母さんを『お母さん』と呼ぶのは当たり前のことよ」と言うと、やっと安心した表情を見せてくれました。



## 親が二人いてラッキー

友だちに「私は養子なのよ」というと、「聞いちゃいけないことを聞いてしまったようで、ごめん」と戸惑われます。だから、「養子なのよ」のすぐ後に、「私には生みの親と育ての親の二人の親がいるの。二人いてラッキーなの！」と言うようにしています。そうすると友だちも「二人も！ なんかうらやましいなあ」と明るく答えてくれます。これは友だちに用意した言葉じゃなくて、心から思っ出てくる言葉なんです。

## 呼び方を子どもに決めてもらう

子どもを迎えたとき、私たち夫婦のことを「パパ、ママと呼んでね」と深く考えずに子どもに言ったら、子どもが不安定になってしまいました。そこで子どもに呼び方を決めてもらい、実親を「パパ・ママ」、私たちを「お父さん・お母さん」と呼ぶことになりました。分けて呼ぶようになったら、気持ちの整理がついたのか、子どもは落ち着きました。次に子どもを迎えたときは、子どもに呼び方を決めてもらうことを、児童相談所から子どもに事前に伝えてもらいました。児童相談所は、いくつか候補をあげてくれていたようです。その子は自然と「おじさん・おばさん」と呼ぶようになりました。



## 4 子どものルーツと実親との関係

### 37 実親の権利・義務

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (7) 実親との関係

- 平成24年4月に民法、児童福祉法の親権に関わる改正条文が施行されました。ここでは親権者は、「子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」とされ、親権は子どもの利益のために行使されるべきものであることが明確になりました。
- 実親は、たとえ子どもと離れて暮らしていても、子どもに対する監護、教育する責任を果たさなければなりません。また里親等は、実親が親権を濫用し子の利益に反するような権限行使でない限り、実親の監護、教育する責任を尊重することが求められます。もちろん実親が子どもと交流することや、子どものことを実親が知ることは、子どもの権利であり、実親の権利でもあるので、尊重しなければなりません。
- 実親が、子どもの利益を脅かす、あるいは責任をまったく果たさないというような場合には、まず児童相談所による任意（強制力を伴わない）の指導・援助を行うようにします。それでも改善されない場合には、児童相談所は、家庭裁判所への申立を行い、強制的な対応の実施を求めて行くこととなります。具体的に言えば、「親の意に反した里親委託・施設入所」「親権の一時停止」「親権の喪失」といったものです。このうち「親権の一時停止」は、先に紹介した法律の改正によって導入された制度です。
- また、里親等は、親権者があっても監護、教育および懲戒に関し、子どもの福祉のために必要な措置をとることができ、子どもの親権者等は、それを不当に妨げてはならないと規定されました。たとえば、子どもの自立時の賃貸契約を妨げたり、就職を妨げたりすることや子どもの進路選択に反対するなどのことを、正当な理由なく行うような場合です。このような場合は、児童相談所に相談して、一緒に説明してもらったり、必要に応じて面会通信の制限を行ってもらう等ができます。最終的には、先にあげた親権の一時停止のような法的な対

応もあります。

- ただし、これらは実親を罰するための制度ではありません。申し立ての是非は、実親が悪質だから認められるということではなく、子どもの利益が図られるかどうかポイントです。これらの制度の適用も含めて、関係者が協働して子どもの利益を実現して行くという捉え方が重要です。

## 事例



### 親子関係がうまくいこう、児童相談所の力を借りたい

実父との面会が月に1～2回あります。実父が子どもに愛情があるのはわかりますが、それを言葉で表現しないので、子どもは満足できないようです。実父に子どものよさを伝え、「たくさんほめてほしい」と伝えても、「調子に乗るだけだから、ほめないほうがいい」と言います。実父自身もそのように育てられてきたのでしょう。子どもにはお父さんのがんばりを伝え、父親を慕う気持ちが育つように心がけています。

### 病院通いを軸に親子関係を保つ

高校生の子どもには持病があり、定期的な通院が必要です。児童相談所と相談の上、子どもの医療に関することは実親がすることになりました。通院のときは子どもが医療券を持って出かけ、病院で実親と待ち合わせをします。お金の支払いは発生しませんし、問題が起きたことはありません。実親は親としての義務を果たしていることに満足しているようです。実親家庭での外泊や面会が少ない子だったので、親子の絆を保つ機会になり、よかったと思います。



## 4 子どものルーツと実親との関係

### 38 実親との交流・調整

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (7) 実親との関係

- 日本が平成6年に批准した国連「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の第9条第3項には、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」と記されています。実親との面会・交流は、子どもの権利ですので、できるだけその機会を保障することが必要です。
- 子どもにとって実親との交流は、自分を肯定的に捉えたり、実親を求める気持ちを少しでも満足させられる大切な機会です。子どもが自分の生き立ちを受け止め、これからの生活を組み立てていくためにも、とても重要な機会になります。
- 実親の多くは、さまざまな生活上の課題を抱えています。子どもと実親の面会・交流の機会が増えれば、必ずしも望ましい交流ばかりではなく、悪影響やトラブルのおそれもあります。これを未然に防止したり、悪影響を少なくするためには、児童相談所による実親に関する調査が重要です。子どもが虐待を受ける、あるいは、連れ去りや強制的な引取りのおそれがあるといった場合には、交流の禁止もやむを得ません。しかし安易に禁止するのではなく、調査にもとづいて実親の人となりや状態を的確に判断し、時間や場所を選ぶなど適切な方法を吟味して、子どもの最善の利益を保障できるように交流を行うことが必要です。
- 現状では、里親の多くは、子どもと実親との交流を体験したことがありません。児童相談所は、これに消極的で、実親と子どもを養育する里親との直接接触を禁止している例が多いようです(全国児童相談所長会調査)。平成20年2月1日に行われた厚生労働省の調査によれば、里親に委託されている子どもの7割以上は、面会外泊、手紙や電話などの実親との交流がまったくありませんでした。こういった状況で、今後実親と子どもの交流を進めるには、さまざまな課題が発生するかもしれません。子どもと実親の交流が子どもにとってよい機

会となるように、細心の注意を払うとともに、里親だけが抱え込まずに、児童相談所や里親支援機関と十分な連携をとっていくことが必要です。

## 事例



### 運動会でお母さんを見つけてうれしかった

お母さん（実母）が学校の運動会に来てくれて、うれしかった。会うと照れてしまうし、とくべつ話すこともないんだけど、来てくれたことがうれしかった。里親さんも喜んでくれた。明日からまたがんばるぞ！

### 面会予定を子どもに伝えるべきか否か

子ども（当時小1）との面会の約束をドタキャンする実親がいました。前もって面会予定を子どもに伝えて、実親にキャンセルされてしまうと、子どもが傷つくかもしれないので、児童相談所に子どもを連れて行って、実親が来ているのを確認するまでは子どもに言いませんでした。でも、ある研修で、面会の1週間前から「実親に会うんだよ」と言って、心の準備をさせたほうがいいと聞きました。ドタキャンの可能性を考えると、言えませんでした。言うべきなのかどうか、結論が出ません。



### 18歳になってからの面会

小学校低学年で委託された子どもが18歳になったときに実母との面会が実現しました。実母もしばらく落ち着かない生活をしていたので、子どもの成長を見ながら、面会の時期を児童福祉司と相談してきました。子どもは「お母さんが幸せそうでよかった」とうれしそうに話し、その後も何度も交流する機会を持つことができます。

### 実母との交流で子どもが安定した

委託中の男の子は、まだ幼かったときに実母のもとから緊急で迎えました。実母は旅館の住み込みなどをしてがんばっていましたが、その後再婚。遠くで暮らしていることもあって、なかなか子どもを引き取ることができません。でも、彼の誕生日などには必ず手紙を送ってきます。子どもにとっても、母親の存在が支えになっているようです。一概には言えないでしょうが、実親の存在がはっきりとあり、子どもの支えになっている場合には、たとえ再統合の可能性は低くても、ある程度積極的に交流したほうが子どもは安定する、というのが私の実感です。



## 4 子どものルーツと実親との関係

# 39 子どもと実親のために 里親ができること

養育指針 第Ⅱ部各論 1. 養育・支援 (7) 実親との関係

- 「里子に出す」「里親に出す」という言葉があるように、里親に子どもを委託することは、ほとんど「子どもを手放す」という理解につながりやすいようです。しかし、社会的養護では里親委託優先を原則とし、すべての子どもを里親委託の対象とするならば、こういった里親委託のあり方や、それにもとづく里親委託についての意識を根本から変えていかなければなりません。
- それでは、これからの里親委託とは、どういうものであるべきでしょうか。それは、里親委託を、「実親とともに子どもを育てる」、あるいは「子どもの生活と育ちを支援することによって、実親が自分の生活課題を解決し、子どもと実親が再び一緒に生活できるようになることを応援する」ものとしていくことです。つまり、里親委託とは、子どもの幸せを実現するための実親と関係者との協働だと位置づけられるものと言っていいでしょう。
- しかし、このような働きは、里親だけで行えるものではありません。里親は子どもの養育が第一義的な役割で、これを行うことだけでも大変な努力が必要です。これに実親の指導や援助までをこなすということになると、かなりの困難が予想されます。里親に求められることは、実親を直接指導・支援することよりも、子どもをしっかり育て、そのことを通じて実親を支援することです。
- 実親と子どもの交流に対する支援や、実親が自分の生活課題を解決するための支援は、おもに児童相談所、児童家庭支援センター、新たに配置されることになった里親支援専門相談員などの専門の職員や機関の役割です。里親が取り組めることはこれらの機関や支援者らに協力し、実親に信頼される養育を行うこと、子どもの養育をオープンにすることによって、実親と子どもの交流を保障し、実親が子どものことを理解できるようにしていくこと、そしてそのような活動を通して実親を励ますことです。

## 事例



## 里親宅での実母と子どもの交流

生後8ヵ月から数年間、委託されていた子どもがいました。隣の市に住む実母は1週間に1度、わが家に面会に来て、1時間くらいわが家で過ごしていました。実母は平日は一生懸命に働き、週末に赤ちゃんの顔を見るのが励みになっていたようです。その後、実母は生活を整え、子どもは実母のもとに帰ることができました。実母はわが家に通っていたので、わが家のことをよく知っており、子どもが戻った後に何か訴えても「アレのことね」と理解できたと聞きました。

## 子どもの様子がわかって助かった

子どもを預かってもらっていた里親さんから、小学校での様子、友だちの名前、日々の生活のことを記録したノートをもらいました。子どもと離れていた期間の様子がわかり、子どもとの会話もうまく進みました（実母より）。



## 里親から実母への働きかけ

入院している実母の見舞いに子どもを連れて行く前に、児童相談所と私で見舞いに行きました。子どものよい点を中心に様子を話し、児童相談所からは子どもが見舞いに来たときに、子どもをほめてもらうようにしてもらいました。あるとき、学校の友だちを叩いたことを実母に話し、実母から子どもに「里親さんがもう注意したので、お母さんは注意しなくていいですよと言っていたけど、お母さんは話を聞いて残念な気持ちになったよ」としてもらいました。

## お互いに顔を見ることができて安心した

赤ちゃんを預かって数ヵ月が経ちます。あるとき、子どもを抱いて児童相談所に行ったところ、偶然、子どものお母さんと会ってしまいました。会うまでは「いったいどんな人なのだろう？」と、正直不安でしたが、ごく普通の女性でした。それで、思わず「お母さん、がんばってね。私、応援しているから」と声をかけたのです。児童相談所の人によると、お母さんは「里親さんに励ましてもらって、うれしかった。あの人のためにもがんばります」と言っていたそうです。



